

島根県立中央病院スマートフォン通信サービス提供事業者
募集要項

令和7年1月
島根県立中央病院

1. 目的

島根県立中央病院（以下、「当院」という。）では、来院者へのサービス向上と医療看護業務の効率化を図るため、スマートフォンを利用した通信サービスの導入を予定している。この要項は、当院においてスマートフォンを利用した通信環境の構築及び通信サービスの提供を行う事業者（以下、「提供事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続等を定めるものである。

2. 事業概要

- (1) 業務名 島根県立中央病院スマートフォン通信サービス提供業務
- (2) 事業内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 事業期間 契約締結日から令和13年1月31日まで
(準備期間) 契約締結日から遅くとも令和8年1月31日まで
(運用期間) 令和8年2月1日から令和13年1月31日まで（5年間）とするが、運用開始日はできるだけ前倒しを図ること
- (4) 提案上限価格 591,589,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 選定等の日程

項 目	期 限
(1) 公告	令和7年1月10日（金）
(2) 参加申込書等の提出期限	令和7年1月31日（金）
(3) 参加資格審査結果の通知	令和7年2月5日（水）
(4) 質問書の提出期限	令和7年2月18日（火）
(5) 質問に対する回答	令和7年2月21日（金）
(6) 企画提案書等の提出期限	令和7年2月28日（金）
(7) プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和7年3月中旬（予定）
(8) 審査結果の公表・通知	令和7年3月中旬（予定）
(9) 契約内容等に関する協議	令和7年3月中旬（予定）
(10) 契約締結	令和7年3月下旬（予定）
(11) 事業着手	令和7年4月1日（予定）

4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、複数の者による共同提案を認めるが、代表となる提案者を定めたうえでプロポーザルに参加すること。提案の代表者以外の構成員事業者は次の（1）から（7）までの要件をすべて満たしていること。

また、応募については、1事業者1応募とし、共同提案を行う場合は、当該グループの構成員事業者は、他の応募者の共同提案者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (3) 島根県において県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に規定される総務大臣登録を受けて移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者又は同法第16条第1項に規定される総務大臣に届出を行い移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であること。
- (9) 令和3年度から公告日前日までに、病院（国公立病院、公的病院又は民間病院を含む。）で、携帯電話販売又は賃借及び通信提供業の実績を有する者であること。

5. 提出書類

本件の公募に参加しようとする者は、別紙「島根県立中央病院スマートフォン通信サービス提供業務仕様書」を熟知の上、次の書類を提出すること。

- (1) 参加申込書（様式第1号）
- (2) 履行実績（様式第2号）
- (3) 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに島根県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書。ただし、法人のうち島根県内に事業所を有さない者にあつては、県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。なお、複数の法人による共同提案の場合、グループを構成する者すべての納税証明書を提出すること。（原本、3カ月以内に発行されたもの）
※令和4～6年島根県物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿及び令和4～6年島根県入札参加資格者名簿（工事・業務）へ登載されている者にあつては、納税証明書の提出は省略できる。その際は、参加申込書にその旨を記載すること。
- (4) 企画提案書（様式第3号）
- (5) 同種業務の履行実績（様式4号）
- (6) 見積書（様式第5号）

6. 参加手続き

- (1) 募集要領、仕様書等の配布
 - ①配布期間
令和7年1月10日（金）から令和7年1月31日（金）まで
 - ②配布方法
島根県立中央病院のホームページよりダウンロードすること。
なお、図面は、不正に利用されないよう閲覧のための暗証番号を設定している。上記4.の参加資格を有し閲覧を希望する者は、「図面閲覧申請書」に必要事項を記入の上、メールにて下記10.の担当部署へ申請すること。
 - ③提案競技説明会
開催しない。
- (2) 参加申込書等の提出
 - ①提出書類
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 履行実績（様式第2号）
 - ウ 納税証明書
 - ②提出期限
令和7年1月31日（金）午後5時まで
 - ③提出先

〒693-8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営部施設管理課
電話：0853-30-6435
ファクシミリ：0853-21-2975
E-mail：tyuobyoin@pref.shimane.lg.jp

④提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とする。）

⑤参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を参加申込書記載のメールアドレスへ令和7年2月5日（水）までに通知する。

(3) 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式第6号）を電子メールにて提出し、提出後に必ず電話で受信確認を行うこと。なお、口頭・電話・ファクスによる質問は受け付けない。

①提出期限

令和7年2月18日（火）午後5時まで

②提出先

E-mail：tyuobyoin@pref.shimane.lg.jp
電話：0853-30-6435

③回答

令和7年2月21日（金）までに島根県立中央病院ホームページに掲載する。

(4) 企画提案書等の提出

上記(2)⑤で参加資格を有すると認められた者は、提案書等作成要領に基づき企画提案書等を提出するものとする。

①提出書類

- ア 企画提案書（様式第3号）
- イ 同種業務の履行実績（様式第4号）
- ウ 見積書（様式第5号）

②提出期限

令和7年2月28日（金）午後5時まで

③提出先

上記(2)③に同じ

④提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とする。）

⑤提出部数

紙13部及び電子データ（CD-R又はDVD-R）一式

⑥提案書の作成方法

- ・電子データは、PDF形式にて提出すること。

(5) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案書等を提出した者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。ただし、提案者が多数の場合においては、書面審査により事前審査を行う場合がある。

①実施日時・場所

令和7年3月中旬とし、日時の詳細及び開催場所は別途通知する。

②プレゼンテーション

プレゼンテーションは、説明15分、質疑応答15分とする。

③その他

- ・プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に連絡し、使用するパソコン等は各参加者で用意し、プロジェクター及びスクリーンは当院で用意する。

- ・プレゼンテーションへの出席者は、4名以内とする。

7. 最優秀提案者の特定

(1) 審査方法

「島根県立中央病院スマートフォン通信サービス提供事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、審査及び評価を行う。

(2) 評価基準

別添1「プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(3) 最優秀提案者の選定

提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリングにより企画提案内容等を総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果は、次のアからエまでに掲げる事項を提案者全員に通知するとともに、島根県立中央病院ホームページに掲載し公表する。

ア 選定・非選定の旨

イ 選定した提案書を提出した者の氏名（名称）

ウ 選定・非選定の理由

エ 審査委員会委員の構成

審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

8. 契約手続き等

(1) 契約手続き等

最優秀提案者を内定者とし、契約条件を協議し、見積合わせを行い、契約を締結する。仕様書の内容は、内定者と当院との協議により必要に応じて内容を変更する場合があります。契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。

なお、最優秀提案者との間で協議が整わない場合は、次点者に選定された者と協議を行うものとする。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第117条各号に該当する場合は免除する。

(4) 前払金

なし（ただし、初期費用のうち工事に係る部分については40%以内）

(5) 部分払

なし

(6) 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9. その他

(1) 提出期限後に提出のあった書類は受理しない。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類の内容については、今回の事業者選定以外には利用しない。

(4) 書類の作成及び提出並びにプレゼンテーションに係る一切の費用は参加者の負担とする。

(5) 提出後の書類の追加・差替え・修正には応じない。ただし、当院の求めに応じて、資料等を追加する場合はこの限りではない。

(6) 書類の内容に関して、確認又は問合せを行うことがある。

(7) 参加申込書及び企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する

場合は、提案書類のすべてを無効とし、その者を失格とする。

- ①提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ②提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
 - ③審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - ④ヒアリングを開催した場合に、正当な理由なく欠席した場合
 - ⑤前号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は延期する場合がある。
- (9) 参加申込書の提出後又は企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式第7号)を提出すること。
- (10) 契約締結までの手続き期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失う。なお、特定された提案者が参加資格を失った場合には、次順位の者と手続きを行う。
- (11) 本業務の実施にあたり、関係法令の規定により資格等が必要な場合はそれらを有すること。また、関係法令の許認可(届出を含む)が必要な場合は、自らその手続きを行うこと。
- (12) 本件に関する情報公開請求があった場合は、島根県情報公開条例(平成12年12月26日条例第52号)に基づき公開することがある。

10. 担当部署・問い合わせ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課 担当：太田、岡

電話：0853-30-6435

ファクシミリ：0853-21-2975

E-mail：tyuobyoin@pref.shimane.lg.jp

プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づいて採点を行う。

評価項目		評価内容	配点
全体評価	同種業務の履行実績	令和3年度から公告日前日までに、400床以上を有する病院（国公立病院、公的病院又は民間病院を含む。）で、携帯電話販売又は賃借及び通信提供業の実績を有する者であるか。	5
	提案内容の的確性	仕様書の内容を十分に理解し、的確かつ具体的な提案であるか。	5
提案内容	実施体制・実施計画	事業者（関連会社、協力会社及び下請業者等を含む）内での業務実施体制が構築され、具体的に明記されているか。また、導入に向けてのスケジュールが具体的に明記されているか。	20
	サービス概要	通信サービスの内容が仕様書Ⅰ 概要2. 業務内容に沿った適切なものであるか。また、サービス機能が十分であるか。既設電話交換機との連携、内線通話について具体的に示されているか。	30
	スマートフォン端末の機種及び機能	端末の機種及び機能は、仕様書Ⅱ 提供されるサービスに係る技術的要件に沿った適切なものを選定しているか。	20
	ナースコール設備	ナースコール設備の機種及び機能は、仕様書Ⅲ ナースコール設備に係る技術的要件に沿った適切なものを選定しているか。また、更新するナースコール設備の範囲及び機能が十分であるか。	20
	サポート・保守体制、障害時の対応	通信サービス及びスマートフォン端末の故障・不具合時に速やかな対応が期待できるか。通信障害や大規模災害等への対策・対応が十分であるか。	30
	セキュリティ対策	セキュリティリスクについて十分検討されているか。また、その対策が施されているか。	20
	電波調査・改善	院内の電波調査及びその改善について十分検討されているか。	10
自由提案	スマートフォン端末の有効活用	提案は、当院の業務の効率化や働き方改革などに繋がるスマートフォンの活用方法であるか。また、その費用は提案上限価格の範囲内であるか。	20

提案価格	提案価格の妥当性	提案された価格は妥当か。また、スマートフォン端末の調達方法は、当院の経営上有利なものとなっているか。	30
計			210

2 評価方法について

- ①各審査委員は、上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ②各審査委員の持ち点（210点）を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、合計点数が満点の5割に満たない提案者は、受託者として特定しないものとする。
- ③各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を最優秀提案者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を最優秀提案者とする。
- ④提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点数を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者として特定する。
- ⑤評価項目「同種業務の履行実績」を証する書類（様式第4号）が未提出の場合は0点とする。
- ⑥審査基準

・評価項目ごとに、下記の評価に応じた点数をつける。（評価項目「同種業務の履行実績」及び「提案価格」を除く。）

評価	配点30点	配点20点	配点10点	配点5点
非常に優れている	30	20	10	5
優れている	24	16	8	4
平均的な内容である	18	12	6	3
やや劣っている	12	8	4	2
劣っている	6	4	2	1
評価不可	0	0	0	0

- ・評価項目「同種業務の履行実績」については、下記の評価基準による。
 - ◆対象となる履行実績がある者は5点
 - ◆対象となる履行実績がない者は0点
- ・評価項目「提案価格」については、下記の評価基準による合計点とする。
 - ア) 評価点30点のうち、20点分については、以下の計算式により採点する。
$$20 \text{点} \times (1 - \text{提案者の見積価格} / \text{提案上限価格}) \text{ (小数点以下切り捨て)}$$
 - イ) 残りの10点分については、下記の評価基準による。
 - ◆スマートフォン端末の調達方法が一括購入の場合は10点
 - ◆スマートフォン端末の調達方法がレンタル方式の場合は0点